

No	頁	質問	回答
		<p>階段の設置によって居室面積や平面計画が大きく制約される小規模の3階建ての一戸建ての住宅において、同一居室内に直階段を設けて、省エネ性能の向上を目的に当該直階段の出入口に扉を設置した場合、直通階段とみなすことができないか。</p>	<p>例えば、下の左図のような住宅で、当該居室内で上下に配置した直階段を乗り換える場合、当該階段の出入口に扉を設けた場合であっても、階段から次の階段までの歩行距離が短い避難経路が確保され、避難上支障ないものは直通階段とみなされるケースもある。具体にあたっては申請先と相談されたい。</p> <p>なお、令第 112 条第 9 項の堅穴区画を必要とする場合を除くものとし、下の右図のように避難経路を襖等で分断したり、扉を施錠するなど、避難上支障のあるものは避けること。</p>
1	42	<p>○上下に設置した直階段を乗り換える場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="363 1084 815 1704"> <p>2階平面図 (可)</p> <p>※避難経路幅員 $W \geq 75\text{cm}$</p> </div> <div data-bbox="938 1025 1417 1704"> <p>2階平面図 (不可)</p> </div> </div>	

2	76	<p>ここで記載されている「不燃材料の戸」とは、防煙壁と同様に「不燃材料で造り、又は覆われたもの」と考えて良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	126	<p>本文①のなお書き部分において、「特定防火設備若しくは両面20分の防火設備」とあるが、これらを煙感知器等の連動による自動閉鎖式のものではなく、手動の随時閉鎖式のものとすることは可能か。</p>	<p>なお書きの区画部分に用いる防火設備の作動方法は任意である。</p> <p>なお、本件が堅穴区画の例外規定であることに配慮し、安全性を向上させる観点から、常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式の防火設備とすることが望ましい。</p>
		<p>下記のようなメゾネット型住戸の場合、メゾネット型住戸内の専用昇降機の昇降路の部分及びメゾネット型住戸内の階段の部分（破線部分）の堅穴区画は必要か。</p>	<p>当該メゾネット型住戸の部分とその他の部分が開口部のない耐火構造の壁・床で区画されている場合においては、当該メゾネット型住戸の部分の階数が3以下で床面積が200㎡以内であれば、令第112条第9項第2号の規定により、当該メゾネット型住戸の部分において専用昇降機の昇降路の部分及びメゾネット型住戸内の階段の部分（破線部分）はその他の部分と区画する必要はない。</p>
4	128	<p>メゾネット型住戸(昇降路部分を含む) ≤ 200㎡</p>	<p>◀ : 出入口</p>

5	135 136	<p>令第112条第2項（令第114条第2項）に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分について、消防法では消防法施行令別表第一（六）項イ（1）及び（2）並びにロに掲げる防火対象物及び複合用途防火対象物のうち、これらの用途に供されている部分（当該防火対象物又はその部分の基準面積が1,000㎡未満の場合に限る）の廊下にはスプリンクラーヘッドの設置を要しないこととされているが、改正政令の適用を受けるためには廊下にスプリンクラーヘッドを設置しなければならないか。</p>	<p>この改正は、消防法に定める自動式のスプリンクラー設備等を設けた場合など、建築物の利用者の避難上の安全性が十分確保される場合に、寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外としたものである。</p> <p>床面積が200㎡以下の階又は床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画されている部分のうち、消防法施行規則第13条第3項第9号の2の規定により、スプリンクラーヘッドの設置が適用されない廊下等部分については、自動スプリンクラー設備等設置部分に該当するものとするためにスプリンクラーヘッドを設置する必要はない。</p>
6	—	<p>2階建ての建物等で階段部等の吹抜部分に堅穴区画が不要な場合、階避難安全検証を適用させる際に階段部等の部分で何かしら区画をする必要はあるのか。</p>	<p>階避難安全検証法は、階段が火熱や煙・ガスから保護されている安全な室への避難を前提とした検証法であるため、階段室として区画する必要がある。</p>
7	—	<p>複層ガラス（JIS R 3209）（網入ガラス＋網入ガラス、網入ガラス＋フロートガラス）とした鉄製の建具は、平成12年建告第1360号に定める防火設備に該当するか。</p>	<p>ご質問の建具については、一般的に網入ガラスを単体で使用する場合と比べて、防火設備としての遮炎性能を著しく減じるような影響はないと考えられるため、平成12年建告第1360号第一第二号ニに定める「鉄及び網入ガラスで造られたもの」に該当する。</p>